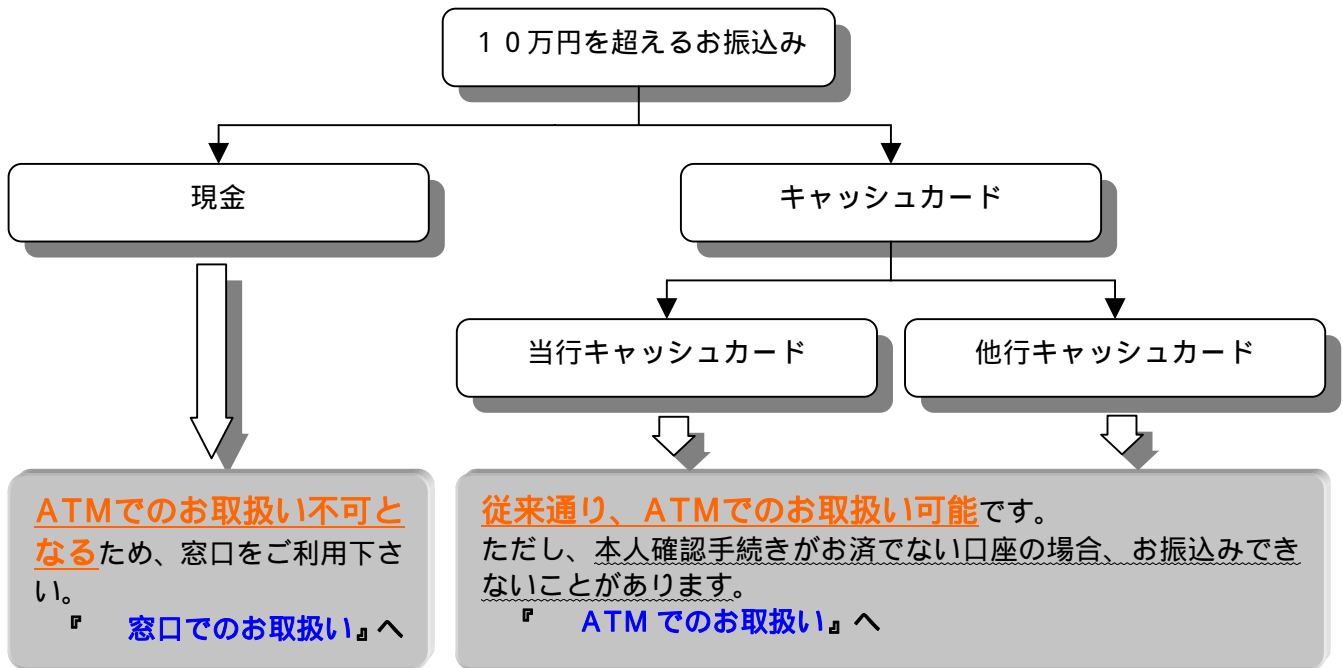


平成19年1月4日(木)から『本人確認法改正』に伴い、
10万円を超える現金でのお振込み、及び公共料金の払込み等()
には本人確認書類のご提示が必要となり、**ATMでのお取扱いが出来なくなり**ます。
()国、地方公共団体への各種税金・料金の納付は除きます。



窓口でのお取扱い

10万円を超える現金でのお振込み、及び公共料金の払込み等(国・地方公共団体への各種税金・料金の納付は除きます)には、本人確認書類の提示が必要となりますので、本人確認書類(運転免許証・健康保険証・パスポート・年金手帳など)をお持ち下さい。

代理人の方が来店の場合は、ご本人と来店者の方の本人確認書類が必要です。

お通帳とお届け印鑑による口座(本人確認手続きがお済の口座である必要があります)からのお振込み・払込みをおすすめします。

ATMでのお取扱い

キャッシュカードをご利用の場合においても、本人確認手続きがお済でない口座の場合、お振込みできないことがあります。

この場合、当行キャッシュカードの場合は、当行の窓口へ、他行キャッシュカードの場合は、直接お取引の金融機関へご照会下さい。

『本人確認法改正』につきまして

今回の対応は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策を目的とした国際的な要請を踏まえ、金融機関を通じて不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、不正な資金の移動を事後的に追跡できる体制とするため、金融機関が行う現金の送金等について、送金人の本人確認等を強化するものです。

お客様には、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご協力とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

詳しくは、窓口へお問い合わせ下さい。